

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242021)	
地域名 (地域内農業集落名)	津市白山町大三地区 (二本木・岡・三ヶ野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月16日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、6名の認定農業者に当地域の農地を集積し、また個人の農業経営者と併せて耕作を行っている。主な作付作物は水稻で、地域の中心となる担い手においては麦・大豆・野菜等の水田の有効利用が行われている。個人の農業経営者については高齢化により持続的に農地を維持していくには新たな担い手の確保が必要となっている。また、農業関連施設や草刈り等の維持管理についても地域との連携を図ることが必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在行っている水稻及び麦を中心に生産を行っていく。担い手を中心にして麦あと大豆、野菜等の作付けを推進し水田の有効活用と需要に応じた生産を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	211 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	191 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われている区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域内農地の集積・集約化を目指し、土地の所有者は原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。担い手が何らかの事情で営農の継続が困難になった場合には、地域計画の見直しを行い農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。また、耕作の継続が困難な農地で農用地でない農地については農地転用も考慮し土地の有効活用を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水施設の改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手への委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		
【選択した上記の取組方針】									
①地域で負担し、市の補助制度を活用して鳥獣対策として防護柵の設置を随時行っていく。 既存の防護柵については、補修・定期的な見回りを行い維持管理を行っていく。									
⑦耕作を継続することが困難な農地については、草刈り等の維持管理を行っていく。									